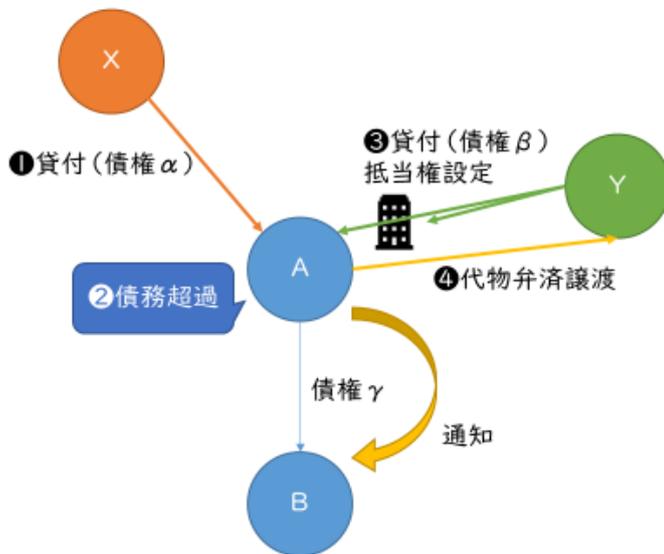


事実関係図



ステップアップについて

1. 問題の所在

ステップアップの問題では、①AがYのために債権譲渡担保をし、②XがAに対する債権を取得し、③Aが無資力かつ支払不能の状態となり、④債権譲渡担保について第三者対抗要件が具備されている。この場合、Xが①債権譲渡担保を詐害行為として取り消すことはできない。というのも、②Xが有する債権は、①債権譲渡担保よりも「前の原因に基づいて生じたもの」(424条3項)ではないからである。そこで、Xとしては、④対抗要件具備を詐害行為として取り消そうとするだろう。

2. 対抗要件具備は詐害行為となりうるか

不動産や債権を譲渡することと、これについて対抗要件を具備することとは別の行為であり、目的物が譲渡人の責任財産から逸出するのは譲渡がされた時点である。対抗要件の具備は、たんにすでに生じた権利変動を第三者に対抗することを可能とするものにすぎず、これによって債務者の責任財産が減少するわけではない。以上のように考えるならば、対抗要件の具備のみを切り離して詐害行為と認めることはできない。判例は、不動産の所有権移転登記についても(最判昭和55・1・24民集34巻1号110頁)、債権譲渡通知についても(最判平成10・6・12民集52巻4号1121頁)、詐害行為取消権の対象とならないとしており、学説にもこれを支持するものが多いが(内田貴『民法Ⅲ〔第4版〕』[東京大学出版会、2020年]372頁以下、中田裕康『債権総論〔第4版〕』[岩波書店、2020年]287頁以下)、反対の学説もある(潮見佳男『新債権総論Ⅰ』[信山社、2017年]795頁以下)。